

竹原市測量・建設コンサルタント等業務最低制限価格制度事務取扱要領

改正 令和元年5月29日

改正 令和4年5月11日

改正 令和6年6月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、測量・建設コンサルタント等業務（以下「業務」という。）の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を定めて競争入札を実施する場合（以下「最低制限価格制度」という。）における最低制限価格の設定方法等について必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 この要領は、竹原市測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（平成12年告示第18号）の適用を受ける業務を競争入札により発注する場合に適用する。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(最低制限価格の決定方法)

第3条 最低制限価格は、次の各号の業務ごとに、予定価格算出の基礎となった設計金額（以下「設計金額」という。）に基づき、当該各号に定める式により算定した額（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「算定額」という。）の1,000円未満の端数を切り上げた額とする。

(1) 測量業務

直接測量費＋測量調査費＋（諸経費×0.50）

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

直接人件費＋特別経費＋（技術料等経費×0.6）＋（諸経費×0.6）

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

直接人件費＋直接経費＋（その他原価×0.9）＋（一般管理費等×0.50）

(4) 地質調査業務

直接調査費＋（間接調査費×0.9）＋（解析等調査業務費×0.8）＋（諸経費×0.50）

(5) 補償関係コンサルタント業務

直接原価＋（その他原価×0.9）＋（一般管理費等×0.50）

2 前項第1号の場合は、算定額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を算定額とみなし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、10分の6を下回る場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額を算定額とみなし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とする。

3 第1項第2号、第3号及び第5号の場合は、算定額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあっては予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を算定額とみなし、1,000

0円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、10分の6を下回る場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額を算定額とみなし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とする。

4 第1項第4号の場合は、算定額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を算定額とみなし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、3分の2を下回る場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額を算定額とみなし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とする。

5 第1項に掲げる2以上の業務から構成されている業務は、前各項による算定額の合計額をもって算定額とし、合計による算定額の1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とする。

6 市長が特に認める場合は、前項までの算定方法にかかわらず、予定価格の10分の6から10分の8.1まで（第1項第1号の場合は10分の6から10分の8.2まで、第1項第4号の場合は3分の2から10分の8.5まで）の範囲の割合とすることができる。（最低制限価格調書の作成）

第4条 最低制限価格を決定したときは、最低制限価格調書を作成するものとする。ただし、市長が別に定める場合はこの限りでない。

（最低制限価格等の公表）

第5条 最低制限価格は事後公表とし、その算定方法は事前に公表する。

2 最低制限価格制度の適用は、公告その他適切な方法により、入札参加者に周知する。

3 最低制限価格制度を適用する競争入札を実施する場合は、予定価格を事前公表とする場合がある。

（調査基準価格への準用）

第6条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定によって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者をもって落札者とすることがあるものとして競争入札を行う場合（以下「低入札価格調査制度」という。）、その申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認めるときは、第3条から前条までの規定を準用する。この場合において、「最低制限価格」とあるのは「調査基準価格」と、「最低制限価格制度」とあるのは「低入札価格調査制度」と読み替えるものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成30年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日前に指名又は公告した業務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に指名又は公告した業務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に指名又は公告した業務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に指名又は公告した業務については、なお従前の例による。